

7 その他全般的事項

<医工学研究科 医工学専攻>

(1) 設置計画変更事項等

| 認可時の計画 | 変更内容・状況, 今後の見通しなど |
|--------|-------------------|
| 該当事項なし | |

- (注) ・ 1～6の項目により記入した事項以外で、設置認可時の計画より変更のあったもの（未実施を含む。）及び法令適合性に関して生じた留意すべき事項について記入してください。
 ・ 認可申請書の「設置の趣旨等を記載した書類」の項目に沿って作成し、それ以外の事柄については適宜項目を設けてください。（記入例参照）

(2) 教員の資質の維持向上の方策（FD活動含む）

| |
|--|
| <p>① 実施体制</p> <p>a 委員会の設置状況 医工学研究科運営会議</p> <p>b 委員会の開催状況（教員の参加状況含む） 開催状況：毎月1回 参加状況：教員5名（研究科長、副研究科長等）</p> <p>c 委員会の審議事項等 各種ファカルティ・ディベロップメント（FD）に関する事（別紙1参照）等</p> <p>② 実施状況 ※実施されている取組を全て記載すること。</p> <p>a 実施内容 ・新任教員のための研修会 等</p> <p>b 実施方法 講義方式</p> <p>c 開催状況（教員の参加状況含む） 平成22年4月12日～4月13日 参加者：新任教員等 6名</p> <p>d 実施結果を踏まえた授業改善への取組状況 参加者から得られたアンケート調査の結果を次回開催の参考として活用し、より有用な研修会にするよう検討を行うことにしている</p> |
|--|

- (注) ・ 「① a 委員会の設置状況」には、関係規程等を転載又は添付すること。
 「②実施状況」には、実施されている取組を全て記載すること。（記入例参照）

(3) 自己点検・評価等に関する事項

① 設置の趣旨・目的の達成状況に関する総括評価・所見

(別紙2のとおり)

② 自己点検・評価報告書

a 公表(予定)時期

自己点検・評価報告書の公表については、本大学院が完成を迎える平成23年3月末以降を予定している。但し、平成22年度中に運営協議会を開催し、自己点検・評価を行う予定である。

b 公表方法

- ・自己点検・評価報告書を刊行し、学生・教員及び関係団体に配布
- ・大学ホームページ上でも公開予定している。

③ 認証評価を受ける計画

東北大学では、平成19年度に大学評価・学位授与機構が実施する大学機関別認証評価を受審したところであり、平成26年度までに、次回の認証評価を受審する予定である。

(注) ・ 設置認可時の計画の変更(又は未実施)の有無に関わらず記入してください。

また、「① 設置の趣旨・目的の達成状況に関する総括評価・所見」については、できるだけ具体的な根拠を含めて記入してください。

なお、「② 自己点検・評価報告書」については、当該調査対象の組織に関する評価内容を含む報告書について記入してください。

(4) 情報提供に関する事項

○ 設置計画履行状況報告書

- a ホームページに公表の有無 (有 ・ 無)
- b 公表時期 (未公表の場合は予定時期) (22年 9月 1日)
- c 文部科学省ホームページから、貴学ホームページの「設置計画履行状況報告書」掲載ページへのリンク
(承諾する ・ 承諾しない)
- d 上記で「承諾する」を選んだ場合、そのリンク先のアドレス
(http://www.)

(注) ・ 「c」において「承諾する」場合、文部科学省のホームページにてリンク先を掲載しますので、大学等のトップページではなく直接リンクする先を「d」に記入してください。
なお、「d」のリンク先のアドレスが未定の場合は、決まり次第、文部科学省高等教育局大学設置室あてに、メールにてご報告ください。

※大学設置室メールアドレス : d-secchi@mext.go.jp
件名は「【調査係あて】AC報告書等HPリンク先(〇〇大学)」としてください。

○東北大学大学院医工学研究科組織運営規程

平成20年3月31日

規第55号

東北大学大学院医工学研究科組織運営規程

(趣旨)

第1条 この規程は、東北大学大学院医工学研究科(以下「本研究科」という。)の組織及び運営について定めるものとする。

(職及び職員)

第2条 本研究科に、次の職及び職員を置く。

研究科長

副研究科長

教授

准教授

講師

助教

助手

事務職員

技術職員

その他の職員

(研究科長)

第3条 研究科長は、本研究科の業務を掌理する。

- 2 研究科長は、本研究科の専任の教授をもって充てる。
- 3 研究科長の選考は、本研究科の教授会(以下「教授会」という。)の議に基づき、総長が行う。
- 4 研究科長の任期は、2年とし、再任については、教授会の定めるところによる。

(副研究科長)

第4条 副研究科長は1人とし、研究科長の職務を補佐する。

- 2 副研究科長は、本研究科の専任の教授をもって充てる。
- 3 副研究科長の任期は、研究科長の任期の範囲内とし、再任については、教授会の定めるところによる。

(講座)

第5条 本研究科の次の表の左欄に掲げる専攻に、同表の右欄に掲げる講座を置く。

| 専攻 | 講座名 |
|----|-----|
| | |

| | |
|---------------------|--|
| 医工学専攻 | 計測・診断医工学、治療医工学、生体機械システム医工学、生体再生医工学、社会医工学、○生体流動システム医工学、○人工臓器医工学、○生体材料科学、○生体システム制御医工学、○生体情報システム学 |
| 備考 ○を冠する講座は協力講座とする。 | |

(教授会)

第6条 教授会の組織及び運営については、別に定める。

(研究科委員会)

第7条 本研究科に、研究科委員会を置く。

2 研究科委員会の組織及び運営については、別に定める。

(運営会議)

第8条 本研究科に、研究科長の定めるところにより本研究科の運営に関する重要事項について審議するため、運営会議を置く。

2 運営会議の組織及び運営については、教授会の議を経て、研究科長が定める。

(運営協議会)

第9条 本研究科に、研究科長の諮問に応じて本研究科の運営に関する重要事項について協議し、及び研究科長に対して提言を行うため、運営協議会を置く。

2 運営協議会の組織及び運営については、教授会の議を経て、研究科長が定める。

(事務)

第10条 本研究科の事務については、国立大学法人東北大学事務組織規程(平成16年規第151号)の定めるところによる。

(雑則)

第11条 この規程に定めるもののほか、本研究科の組織及び運営に関し必要な事項は、研究科長が定める。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

医工学研究科運営会議に付託する審議事項及びその取扱いについて

平成20年4月22日 運営会議

平成20年5月7日 研究科教授会

(趣旨)

第1条 この取扱いは、医工学研究科運営会議（以下「運営会議」という。）に付託する審議事項及びその取扱いについて定めるものとする。

(付託事項)

第2条 教授会等が運営会議に付託する審議事項（以下「付託事項」という。）は、別表に掲げるものとする。

(議決できる者)

第3条 運営会議において、付託事項を議決することのできる者は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 医工学研究科長（以下「研究科長」という。）
- (2) 副研究科長
- (3) 教育研究評議会評議員
- (4) 研究科長補佐（総務担当、研究企画担当及び財務担当）

(議事録)

第4条 研究科長は、運営会議における付託事項の審議に関し、議事録を作成し、次回以後の運営会議において承認を得なければならない。

(教授会等への報告)

第5条 研究科長は、運営会議において議決した付託事項について、教授会等に報告しなければならない。

(雑則)

第6条 この取扱いに定めるもののほか、付託事項の取扱いに関し必要な事項は、教授会等が定める。

附 則

この取扱いは、平成20年5月7日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

別表（第2条関係）

1. 医工学研究科教授会が運営会議に付託する審議事項

- (1) 研究科長選挙管理委員会の結成について
- (2) 教授任用選考委員会の結成について
- (3) 教員の転出等について
- (4) 教授の講座異動について
- (5) 助教及び助手の任用について
- (6) 意向投票資格者（助手）の認定について
- (7) 名誉教授の推薦について
- (8) 客員教授及び客員准教授の称号授与について
- (9) 特任教授及び特任准教授の称号授与について
- (10) 寄附講座の設置について
- (11) 寄附講座教員等の任用について
- (12) 学生生活協議会委員及び学生生活予備協議員の推薦について
- (13) 外国大学等との学術交流協定について
- (14) 規程等の一部改正について
- (15) 各種委員会の設置等について
- (16) 各種研究員の受入れについて
- (17) 事故処理報告について
- (18) 概算要求採択方針の基本方針について
- (19) 当初配分予算について
- (20) 医工学研究科教授会の開催日について
- (21) その他研究科長が必要と認める事項

注：(14) 及び (15) の事項のうち重要なものについては、医工学研究科教授会において審議するものとする。

2. 医工学研究科委員会が運営会議に付託する審議事項

- (1) 指導教員の任用について
- (2) 授業担当教員の任用について
- (3) 非常勤講師の任用について
- (4) 入学試験、進学試験及び編入学試験の合格者について
- (5) 転入学、再入学及び転科について
- (6) 学生募集要項について
- (7) 授業日程等について
- (8) 規程等の一部改正について
- (9) 各種委員会の設置等について
- (10) 転入学、再入学及び転科に係る授業科目及び単位並びに在学期間の認定について
- (11) 休学、復学、転学、退学及び除籍（大学院通則第27条第1号に該当する場合は除く。）について
- (12) 他の大学院等における修学及び留学について

- (13) 研究生、科目等履修生、特別聴講学生及び特別研究学生について
- (14) 学位論文審査委員等の決定について
- (15) 博士論文（論文博士）の審査受理及び審査委員等の決定について
- (16) 医工学研究科委員会の開催日について
- (17) その他研究科長が必要と認める事項

注：（８）及び（９）の事項のうち重要なものについては、医工学研究科委員会において審議するものとする。

設置の趣旨・目的の達成状況に関する総括評価・所見

東北大学大学院医工学研究科の設置の趣旨・目的は、超高齢化社会における高度先進福祉社会を構築するため、医療・福祉に関する科学・技術の開発にあたり中心的な役割を担う学問分野である「医工学」を担う研究者・教育者及び技術者を養成することにある。これを達成するためには、入学者選抜、カリキュラム、履修指導体制、修学環境の整備等の教育研究体制全般のほか、管理運営体制に至るまで、自己点検及び評価並びに外部評価を実施し、「学生の視点に立って何が望ましいか」を常に念頭に置いた改善に努めることが不可欠であると考えている。

このような考え方に基づき、本研究科では、授業評価を実施するとともに年度の最初と最後に教員と学生の懇談会を開催して、学生から学修指導上の意見・要望を聴き、その結果を踏まえ、授業や研究指導の改善・充実を図るよう、教務委員会が中心となり必要な対応策を検討している。

平成 21 年度終了時点で、設置後最初の前期課程修了生を送り出すことができた。31 名の在学生のうち、28 名が修了した。そのうち 9 名が引き続き後期 3 年の課程に進学し、19 名が企業等に就職した。企業の多くは医工学関連であり、中には医薬品医療機器総合機構に採用された修了生もおり、当初より設置の目的とした医工学の研究者、技術者の養成並びに我が国の医療機器産業育成や医療機器申請審査の迅速化に向けた人材育成に使命を果たしつつある。

平成 21 年 3 月 26 日には、仙台国際センターにおいて創立一周年記念シンポジウムを開催し、国外からの研究者や、全国の大学・研究機関・企業の研究者等 200 名を超える参加を得て、研究科の設立の趣旨や目的を学生、企業、一般にもアピールした。その後も、平成 21 年 4 月開催の日本生体医工学会大会でのシンポジウムや他大学の医工学関連シンポジウムなどに招待を受け、講演を行うと共に、広島大学からの訪問や、数社の企業の訪問を受け、共同研究の推進などを実施してきた。このような成果として、「医工学」の意義や存在が次第に公知されるようになり、平成 22 年度の前期課程の入学志願者数は入学定員の約 2 倍に達した。受験生は、工学、医学（保健学）を初めとして、薬学などを背景とする多岐に亘り、かつ全国からの応募が増えつつある。本研究科としては、医工学の世界的な研究教育拠点として、地域・社会との連携を密にししながら、今後もさらなる研究教育の充実に努めたいと考えている。